

## 第4回千葉海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年7月18日（金）午後1時24分から

2 場 所 水産会館6階会議室

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、  
平島 孝一郎、松本 ぬい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、  
和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久

専門委員 齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊 克巳

水産課 宮嶋課長  
篠原漁業調整班長、五味主査  
原口漁船漁業班長

漁業資源課 原課長  
赤羽資源管理班長、川合主査

水産事務所 館山：迫所長  
勝浦：庄司課長、横川技師

水産総合研究センター 尾崎資源研究室長

事務局 永野副技監、高山副主査

### 4 議題

- (1) 千葉海区における漁業の免許について（諮問）
- (2) 火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 火光利用さば漁業の許可方針について（協議）
- (4) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (5) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）
- (6) うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (7) うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）
- (8) 第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について

(9) その他

## 5 審議経過

【永野副技監】

定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第4回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長の挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、お忙しい中、また厳しい暑さの中、第4回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

梅雨も間もなく開けるとの予報が出ておりますが、猛暑日に届くような暑い日が続いています。御出席の皆様におかれましては、どうか御自愛ください。

さて、あと10日ほどでイセエビ漁も解禁となり、いよいよ磯根漁業の本格的なシーズンを迎えます。今年の禁漁前である5月までのイセエビの漁獲量は50トンとなり、昨年の42トンを上回ったと聞いております。昨年と同様に、イセエビが豊漁となり、浜がさらに活気づくことを期待しております。

本日御審議いただく案件は、漁業の免許について、火光利用さば漁業、あじ・さば棒受網漁業、うなぎ稚魚漁業及びうなぎ稚魚漁業の許可方針について、小型定置漁業の設置協議についてです。いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして御挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨の連絡がありました委員は、佐藤委員の1名でございます。委員15名のうち14名の出席をいたしておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員が御出席されておりますので、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

**【石井会長】**

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会員規程第11条の規定により、私から指名します。中村委員と小栗山委員にお願いいたします。

議事に入ります。第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

**【高山副主査】**

(朗読)

**【石井会長】**

次に水産課から説明をお願いします。

**【篠原班長】**

水産課の篠原と申します。第1号議案について御説明いたします。

まず、資料の8ページを御覧ください。こちらが東京湾北部地区の漁業権漁場の概略図になります。上が共同漁業権で、あさりなど貝類を取る漁業や、固定式刺し網漁業を内容とする漁業権が設定されており、今回諮問させていただくのは、この中の斜線になっている短共第1号から短共第3号の3つの共同漁業権、そして、下の区画漁業権ですけれども、こちらはのり養殖業になりますが、この中で、同じく斜線になっております短区第1号から短区第9号までの9つの区画漁業権になります。

こちらの短期漁業権につきましては、過去の埋立てによる漁業補償などの経緯から、通常は共同漁業権10年、区画漁業権5年となっているところ、1年以内の短期期間となっているものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。今回の免許の切替えに当たってのスケジュール、これまでの対応を御説明させていただきます。昨年の11月頃から、県で実態調査や要望調査を始めまして、年末から年明けにかけて、今回の短期漁業権の内容について計画を変更する手続を行っております。

1月に入りまして、海区委員会に海区漁場計画の変更の諮問をさせていただいて、3月に公聴会を経て答申をいただきました。4月に入りまして、今回の免許を内容と

する1年以内の短期漁業権についての計画の変更を千葉県報に公示したところです。

その後、6月2日から7月4日まで免許の申請を受け付けまして、今回、申請のあった者に免許することについてお諮りするものになります。この後は、答申をいただきましたら、区画漁業権については8月20日、共同漁業権については9月1日付けで免許する予定となってございます。

それでは資料の3ページにお戻りください。3ページは免許申請者一覧表となっておりまして、共同漁業権は3つ、区画漁業権は9つありますけれども、それぞれ免許申請があったのは、現在ここの漁業権を有している地元の漁業協同組合で、具体的には市川市漁協と船橋市漁協からそれぞれ申請があり、いずれも共願はありませんでした。

続いて4ページを御覧ください。こちらが共同漁業権の審査一覧表でございます。申請者は現在、漁業権を有している地元の市川市漁業協同組合、船橋市漁業協同組合で、表の左から5列目に漁業免許申請書とありますて、その右側に書いてあるものが、法令等によって添付書類として定められているものでございます。定款及び登記事項証明書、事業計画書、適格性に関する書類、総会の議事録、組合員名簿といったものがありますが、2組合とも、必要書類がすべて添付されていました。

また、表の右側でございますが、漁業法71条で免許をしてはならない場合の規定がありまして、全部で4項目あり、適格性を有しない場合、漁場計画と異なる内容の申請があった場合、不当な漁業の集中のおそれがある場合、所有者等の同意がない場合で、これらについて審査したところ、いずれも免許をしない場合には当たらないということを確認しております。

次に資料5ページをご覧ください。こちらが区画漁業権の審査一覧表になります。こちらについても共同漁業権と同様に、必要書類は全て提出されておりまして、いずれも免許をしない場合には当たらないということを確認しております。

資料の6ページを御覧ください。こちらが実際に提出された免許申請書の写しになります。短共第1号、共同漁業権の免許申請書の写しになりまして、添付書類が多数ありますので、申請書1枚をサンプルとして付けさせていただいております。

また、次の7ページ、こちらが区画漁業権のものになりますて、短区第1号、こちらもサンプルとして1枚、申請書の写しを付けさせていただいています。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**【石井会長】**

朗読と説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉海区における漁業の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**【石井会長】**

挙手全員により第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と第3号議案「火光利用さば漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、第2号議案と第3号議案を一括上程いたします。なお、この第2号議案及び第3号議案と、この後審議予定の「あじ・さば棒受網漁業」に係る第4号議案及び第5号議案は、後日開催する千葉・東京連合海区漁業調整委員会と

一都三県連合海区漁業調整委員会において審議、決定された上で、知事に対し答申・回答することとなりますので、その点について御了承の上、御審議をお願いいたします。  
それでは、事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【原口班長】

第2号議案及び第3号議案につきまして、一括して御説明します。  
火光利用さば漁業については、許可等の有効期間が10月31日に満了するため、その後の許可の取扱いについて、諮問及び協議をするものです。

火光利用さば漁業、あじ・さば棒受網漁業については、漁獲対象となるさば資源が広域回遊するため、千葉から静岡の海面に連続して漁場が形成されること、主要漁場である伊豆諸島周辺海域の漁業者を含め、関係者が多く、漁業操業上の調整問題が生じることから、千葉、東京、神奈川及び静岡の一都三県が連携して調整を行い、有効期間1年以内の短期許可として取り扱ってきたところです。今回は、許可の有効期間を延長するなどの改正の概要や今後の取扱いについて説明します。

資料1を御覧ください。許可方針の一部改正の概要について説明します。

今回の改正は、従前から1年間であった許可の有効期間を3年間に延長するもの、許可の有効期間延長に伴い、新規の許可希望に対応するため、追加の公示を可能とする内容です。

許可方針の改正の経緯・経過については、令和6年7月に東京海区委員から許可の有効期間の延長の要望があったため、一都三県の行政担当者で話し合った結果として、許可の有効期間延長、許可期間中に新規の追加公示を行うことを確認しました。

許可の有効期間は、当初2年間を想定していましたが、他県で3年という意見が出たため、関係者に改めて聞き取りを行い、現在、大きな調整問題が生じていないため、延長は可能、問題が生じたときに話し合う体制は必要という御意見を踏まえて、行政

担当者間で改めて調整した結果、許可の有効期間を3年とすると確認したところです。

許可等の取扱いの変更については、表を御覧ください。有効期間は3年、新規申請希望への対応は年に1度の追加公示で対応します。起業の認可には、他の漁業と同様に1年間とし、許可へ移行できない場合は期間の延長で対応します。また、連合海区漁業調整委員会の開催は、許可の有効期間が3年となったため、一斉更新のみの対応は、3年に1度の開催になりますが、追加公示を行うときやその他必要と認められるときには開催することとしています。

続いて、火光利用さば漁業の許可等の上限及び許可等隻数について御説明します。資料の24ページを御覧ください。表では漁期別、都県別の許可等の上限及び許可等の隻数を、都県ごとに二段書きとし、上段には全体の隻数、下段には大型船の隻数として、旧トン数で20トン以上、新トン数で25トン以上の隻数の内数を記載しております。なお、これから説明ではまとめて「20トン以上」として説明します。

本漁業の許可は、千葉、東京、神奈川及び静岡の一都三県が連携して調整しています。許可等の上限についても、平成3年度と4年度に一都三県で実施した減船事業の実施結果を踏まえ、平成6年漁期の定数を基本として、隻数を増加させないように定めています。令和7年の漁期を御覧ください。現在の許可等の隻数は、76隻の上限に対して31隻であり、うち20トン以上の大型船は6隻となっております。そのうち、千葉県船は26隻、20トン以上の大型船は3隻です。

許可等の上限については、各都県から変更の要望はなく、特段の情勢の変化もないことから、現在と同数の76隻とし、20トン以上の大型船は16隻としたいと考えております。

また、公示数については、制限措置のうち、許可等をすべき船舶等の数を、事前に実施する申請希望調査に基づき定めることとしていることから、申請希望のあった千葉県船30隻、神奈川県船1隻、静岡県船4隻の合計35隻としたいと考えております。

次に操業状況を御説明しますので、資料の25ページを御覧ください。上段の表は千葉県海面の漁獲成績になりますが、令和7年度漁期は、各都県ともに操業がなく実績はありませんでした。下段の表は主な漁場である、東京都島部海域における近年の漁獲成績を参考にお示しするものです。

議案の内容について説明します。第3号議案の許可方針の改正について御説明しますので、資料の22ページを御覧ください。まずは、許可方針の第3の許可すべき

船舶等の数の考え方について、アンダーラインを付している箇所が改正点となります。

「許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする」それに伴い「前2項」というところを変更しています。これは、許可の有効期間の延長に伴い、3年間の有効期間中に新規要望があった場合の追加的な公示に対応するための変更になります。

続いて、第9の許可の有効期間について、「第9 当該漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第3の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする」というものです。

「また」以下については、変更はありません。

これは許可の有効期間を延長し、有効期間中に新たに許可した場合も次の更新を一斉更新で対応するための変更です。また、附則につきましては、改正の年月日を変更するものです。

続いて、第2号議案の内容について御説明します。資料の12ページを御覧ください。新規に漁業の許可等をする場合には、漁業法に基づき、「制限措置」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要がありお諮りするものです。「制限措置」の内容については、資料13ページの別紙、火光利用さば漁業の制限措置の内容を御覧ください。

(1) 漁業種類は、火光利用さば漁業。 (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、千葉県船が30隻、神奈川県船が1隻、静岡県船が4隻の合計35隻となっています。

(3) 船舶の総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期、  
(7) 漁業を営む者の資格は、許可方針どおり定めております。

「許可又は起業の認可を申請すべき期間」につきましては、調整規則第11条の規定により1か月を下らない範囲内とされ、令和7年9月8日から10月7日までとしたいと考えております。

最後に、「許可の有効期間」は3年間とし、許可の日から、令和10年10月31日までとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。有効期間についてちょっとお伺いしたいんですけども、東京都の方から3年ということを提示されたということなんんですけども、基本的な理由というのは何だったのか教えていただけるでしょうか。

それから。今回の、例えば、先ほど朗読いただきました許可方針の変更ということで、1年から3年になったということを御説明いただいたんですけども、それに伴って、調整規則は変更する必要があるんでしょうか。調整規則のたしか11条か何かに短期というような言葉が書いてあったと思うんですけども、これは短期と認識して、そのまま変えないということなのかどうか教えてください。以上です。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【原口班長】

許可の有効期間の3年については、東京都の海区漁業調整委員から有効期間の延長について要望があったところです。有効期間の3年は、一都三県で同一にした場合、静岡県の知事許可漁業の有効期間に合わせた形の調整をしました。

また、調整規則の改正については、許可の有効期間は調整規則では5年と定めていますが、第15条第2項では、必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聞いて5年より短い期間を定めることができると規定されており、3年でお諮りさせていただいているところです。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。もう一つ続けて質問してよろしいでしょうか。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

ありがとうございます。この中で、許可等の取扱いの変更ということで、資料の1でも御説明いただいているんですけれども、年に1回、追加公示を新規希望者がある場合に対応するということなんですかとも、追加公示をする場合というのは、やはり海区漁業調整委員会の1つの検討事項になるのかどうかということを教えてください。それと、今回あまり話としては出てこなかったんですけれども、例えば25ページの海域の話なんですけども、今回の3年間の延長の交渉の中で、海域の調整の話というのは出てこなかったでしょうか。そのことを教えてください。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【原口班長】

追加公示の場合は、海区漁業調整委員会にお諮りします。

また、交渉の中ではあくまでも許可の延長に関する話のみで、海域に関する話はありませんでした。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。この話は、毎年私、話していたような気がするんですけど、要は、せっかく千葉県の船が獲っているのに、千葉のものとして記録が残っていないところがとても何か不安なんです、私自身が。申し訳ありません。で、いつもお聞き

しています。TACとの関係が出てくると余計に、今は出てないと思うんですけども、余計に心配な部分ではないかなと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

以上です。

【石井会長】

そのほかに、何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

初めに、第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

続いて、第3号議案「火光利用さば漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第2号議案は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続いて第4号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第5号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしのことですので、第4号議案と第5号議案を一括上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いします。

【原口班長】

第4号議案及び第5号議案について、一括して御説明します。

敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）につきましても、先ほどの火光利用さば漁業と同様、許可等の有効期間が10月31日に満了するため、その後の許可等の取扱いについて、諮問及び協議をするものです。

はじめに、許可等の上限及び許可等隻数について御説明します。資料の40ページを御覧ください。本漁業の許可につきましても、火光利用さば漁業と同様、千葉、東京、神奈川及び静岡の一都三県が連携して調整しており、減船事業の整理が済んだ平成6年漁期の許可等の定数を基本として、隻数を増加させないよう許可等の上限を定めています。

令和7年漁期を御覧ください。現在の許可等の隻数は、37隻の上限に対して4隻であり、内訳は千葉県船3隻、静岡県船1隻となっております。許可等の上限は、各都県から変更の要望はなく、上限を変更する特段の情勢の変化もないことから、現在と

同様の37隻としたいと考えております。

また、公示数については、制限措置のうち、許可等をすべき船舶等の数を、事前の申請希望調査に基づき定めることとしていることから、申請希望のあった千葉県船3隻、静岡県船1隻の合計4隻としたいと考えております。

次に、操業状況を御説明しますので、資料の41ページを御覧ください。上段の表は千葉県海面の漁獲成績になりますが、令和7年漁期は各県とも操業がなく、実績はありませんでした。下段の表は、東京都が取りまとめた東京都島部海域における近年の漁獲成績を参考にお示しするものです。

議案について御説明します。第5号議案の許可方針についてですが、改正内容について、新旧対照表により御説明しますので、資料の38ページを御覧ください。

火光利用さば漁業と同様に、許可方針第3の、許可すべき船舶等の数の考え方の2及び3、第9の許可の有効期間を改正したいと考えており、新旧対照表の内容は、火光利用さば漁業の記載と同様です。許可の有効期間を延長すること。3年間の間に新規の要望があった場合の追加的な公示への対応、3年間の間に許可した場合は、次の更新を一斉更新で対応するための変更です。また、附則については、改正の年月日を変更するものです。

続きまして、第4号議案の制限措置、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について御説明します。新規に漁業の許可等をする場合には、漁業法に基づき「制限措置」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要があることからお諮りするものです。

「制限措置」につきましては、資料の29ページの別紙を御覧ください。あじ・さば棒受網漁業の内容です。

- (1) 漁業種類は、あじ・さば棒受網漁業。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は下表のとおりで、千葉県船3隻、静岡県船1隻の計4隻となっています。
- (3) 船舶の総トン数、
- (4) 推進機関の馬力数、
- (5) 操業区域、
- (6) 漁業時期、
- (7) 漁業を営む者の資格は、許可方針どおり定めております。

資料の28ページを御覧ください。「認可又は起業の認可を申請すべき期間」につきましては、調整規則第11条の規定により、令和7年9月8日から10月7日までとしたいと考えております。

「許可の有効期間」は、3年間とし許可の日から令和10年10月31日までとしたいと

考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。何かございませんか。

黒沼委員どうぞ。

【黒沼委員】

1つだけ教えてください。確認です。先ほどの2号議案と3号議案でも入っているんですけども、船舶の総トン数の御説明のところで、旧トン数が必ず出てくるんですけども、この表示というのは現在でもやはり入れ込まないといけないものなんでしょうか。それを教えてください。

【石井会長】

水産課どうぞ。

【原口班長】

旧トン数の表示につきましては、今許可を出している船舶の中に旧トン数の船舶が含まれておりますので、引き続き必要と考えております。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。そうすると、その船舶がなくなると要らなくなると理解していいですか。それとも、そうではなくて入れておくということになるんですか。

【石井会長】

水産課どうぞ。

【原口班長】

新規の希望で、仮に旧トン数の船がいた場合、そちらを受け入れなくてはならないので、引き続き記載は続けておくべきではないかと考えております。

【石井会長】

よろしいでしょうか。

【黒沼委員】

結構です。ありがとうございます。

【石井会長】

ほかに何か御意見、御質問はございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

初めに、第4号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

(举手全員)

【石井会長】

举手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

続いて、第5号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は举手を願います。

(举手全員)

【石井会長】

举手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第4号議案は公示をする必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただき

たいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第6号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第7号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、第6号議案と第7号議案を一括上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

**【高山副主査】**

(朗読)

**【石井会長】**

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

**【赤羽班長】**

漁業資源課資源管理班の赤羽と申します。

本件は、令和7年12月1日から開始されるうなぎ稚魚漁業の取扱いについてお諮りするものです。

初めに、うなぎ稚魚漁業の概要について御説明いたしますので、資料75ページを御覧ください。本県では、利根川地区、九十九里地区を中心に、外房地区、内房地区を併せた4地区でうなぎ稚魚漁業が行われています。漁具は、利根川地区では主に大型のふくろ網であるかぐら網、船舶で網を引くひき網、九十九里地区における小型

のふくろ網のほか、すくい網が使用されています。

続きまして、昨年度の実績について御説明しますので、資料76ページを御覧ください。令和6年度漁期の実績といたしましては、利根川地区から内湾地区までで、29の漁協・採捕組合等に所属する1,336人がうなぎ稚魚漁業を行いました。令和5年度より2人増加しています。また、県全体の水揚げ金額は10億2,700万円、採捕数量は約2.3トンでした。このうち、利根川地区と九十九里地区の水揚げが全体の約8割を占めています。前年との対比については、数量は347パーセント、金額は72パーセントの実績となっています。

それでは、先に第7号議案の内容から御説明いたします。資料の73ページ、新旧対照表を御覧ください。うなぎ稚魚漁業の許可方針は、令和5年に特別採捕許可から知事管理漁業に制度が移行された際に制定され、令和6年に必要な諸般の改正を行ったところです。今回、大きく変更する点はなく、変更箇所は1点、別記様式第2号のみとなっております。資料73ページの下部に、様式第2号として、標章の様式を定めております。

変更点は、備考の①の中で、標章として、採捕者が携帯する腕章のサイズと色を定めておりましたが、この中の色の記載を削除するものです。これまで許可方針で指定していた腕章の色については、実態として、業界と相談の上、業界団体が毎年指定する色を県が方針の中に規定していたものになります。今後は、色の指定は業界団体に委ねることで、腕章の色を毎年変更するために生ずる許可方針の変更に係る事務を簡素化したいと考えております。業界団体では引き続き、毎年指定する色の腕章や帽子を採捕者全員に配付し、採捕者が各々携帯・着用するものとしており、現場の運用は引き続き変更ありません。腕章には年度の記載もあることから、腕章の使い回しはできないものとなっており、腕章の携帯も許可の条件で義務付けされることに変更はありません。取締りの観点からも問題ないと考えています。なお、今回の変更について、業界にも意見を伺い、了解をいただいている。

また、資料の73ページに戻っていただきまして、改正案の附則については、改正年月日を入れるものです。

続いて第6号議案の内容について御説明します。資料の44ページを御覧ください。新規に漁業の許可を行う場合、漁業法及び千葉県漁業調整規則の規定に基づき、1の「制限措置」、2の「許可を申請すべき期間」、3の「許可の有効期間」を定める必要

があることからお諮りするものです。1の「制限措置」の内容については、別紙1として45ページから54ページにかけて、漁業種類ごとに、その1からその5に分けて記載しております。例として、47ページ下段のその4で御説明します。47ページを御覧ください。漁業種類については、すくい網漁業の船舶を使用しないで行う漁業になります。（2）許可をすべき漁業者の数、（3）操業区域、（5）漁業を営む者の資格は表にまとめてございます。

（4）漁業時期は、令和7年12月1日から令和8年4月30日までとしております。漁業時期は、許可方針では12月1日から4月30日までの間で都度定めることとされており、昨年まで、業界の要望によって、資源保護を目的に15日間短縮し、4月15日までとしていましたが、今般、シラスウナギの来遊状況が変化する中、操業機会を確保するため、従来の4月30日までとしたい旨、業界から要望がありました。県といたしましては、本県では、令和5年から許可の条件として、許可1件につき採捕数量の上限を定めており、数量の上限が遵守されていること、また、国が国内養殖におけるシラスウナギの池入れ数量の上限を設定しており、超過する恐れが生じた場合は、採捕停止がかかることになっていることから、期間を延長しても、引き続き採捕数量で制限されており、資源保護上問題ないと考えられることから、4月30日まで認めることとしたいと考えております。

続いて、表の項目について御説明します。左の欄、「操業区域」については、昨年、区域を変更した小櫃川以外は、旧特別採捕許可方針において、漁協・採捕組合ごとに定めていた採捕の区域を基に設定した区域となっており、全ての区域で昨年から変更はございません。「漁業を営む者の資格」は、うなぎ稚魚漁業では、操業秩序の維持と流通の透明性を確保する観点から、操業区域の周辺に住所を有する者に限定することが適当と考えられること、かつ、適正な流通の枠組みの中で販売すると認められる者とすることを規定しております。表の右端の「許可をすべき漁業者の数」については、事前に実施した申請調査の結果に基づき定めております。

資料44ページにお戻りください。「2 許可を申請すべき期間」につきましては、調整規則に1か月を下らない範囲内で定めるとされており、今回の申請期間は、令和7年9月16日から10月15日までの1か月間としたいと考えております。「3 許可の有効期間」につきましては、調整規則第15条第1項第2号の規定により、1年としているところですが、漁業時期と同じ期間とすることが適当と思料されることから、令和

7年12月1日から令和8年4月30日としております。

最後に、うなぎ稚魚漁業に係る制限措置等、及び許可方針については、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会の両委員会の意見を聞いて定めることとなりますので、7月31日に開催される内水面漁場管理委員会にもお諮りすることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いします。何かございませんか。

黒沼委員どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。御説明ありがとうございます。76ページのうなぎ稚魚漁業の許可件数及び漁獲成績のところから、確認というか質問させていただきます。令和5年と令和6年を比較すると雲泥の差がありますね。数字です。要するに何を言いたいかというと、漁獲量に対して漁獲金額が非常に少ない、小さいという数字です。そこでお聞きしたいんですけども、先ほどの御説明の中で、適正な流通の中での販売があるということなんんですけども、これは国の中で決まっている話だと思うんですが、千葉県自体の中での、例えば流通の上限を何か打つとか、そういったことはお考えになつてないのかどうかということをお聞きしたいということです。

要するに、資源管理上のシステムから、いわゆる漁業調整、漁獲調整、価格調整みたいなことが可能ではないのかどうかということをお聞きしたいと思って質問しました。以上です。

【石井会長】

漁業資源課どうぞ。

【赤羽班長】

漁業資源課、赤羽です。

まず、県で流通の上限を設けることで資源管理や流通の適正化まで含めた体制を

維持すべきかというところなんですが、県ではまず許可の条件で、それぞれの漁業者に、採捕数量の上限を設けております。令和6年の計算にはなりますけども、許可された者がその数量上限まで獲った場合、約4トンの漁獲が可能となります。これを県では、採捕者、取扱い事業者等を組織する需給委員会等で、しっかり価格を協議した上で、適正に流通させる仕組みができておりますので、県としては、漁業の許可では数量上限を定めている、さらにその県域で流通の枠組みをしっかり構築した上で、適正に流通させるという、この枠組みの中で維持することで、引き続き流通の透明化が図られ、シラスウナギの供給ができると考えております。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

御丁寧な説明ありがとうございます。ということは、毎年4トンまでのシラスの稚魚の資源維持が最適な状況であると判断されているということですね。ところが、漁業者にとっては、この価格ではかなり価格が低くなってしまうんです、どう考えても。これはどうお考えでしょう。資源の面から言うと確かにそうなのかもしれないんですけども、漁業者が今後、漁業管理をしていく上で、どういったことを考えればいいのか、何かお知恵を拝借できればと思って質問しました。

【石井会長】

続けて漁業資源課お願いします。

【赤羽班長】

県域では、需給委員会というものを設けて流通の枠組みを構築しているところですが、そういった中で、実際に令和6年度の漁期においては、2月に約1か月の自主休漁を行っております。これは、シラスがしっかりと獲れて、それに伴ない取引価格が下落したことを踏まえて、業界が自主的に操業を一時的にやめる決定をしたものです。そういうことを引き続き取り組んでいく中で、シラスウナギの資源管理、漁業者と取扱業者間の価格の調整というものについて、しっかり両軸で考えていくことで、

引き続き、しっかりと流通の流れができていくものと考えております。そういったところは県域の組織の中で、引き続き担保されると考えております。

【黒沼委員】

ありがとうございました。

【石井会長】

それでは、そのほかに何か御意見、御質問ございましたら。

ほかにないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

はじめに第6号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

続いて、第7号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第7号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第6号議案については公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第8号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【高山副主任】

(朗読)

それでは御説明いたします。78ページの協議概要資料を御覧ください。第2種共同漁業権の小型定置漁業については、漁具の設置場所や規模などを明確にし、ほかの漁業との操業上のトラブルを防ぐことを目的として、漁業権免許の際に、「身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない」とする条件が付されております。このたび、西岬漁協と東安房漁協から協議があり、お諮りするものになります。

漁具の統数は、西岬漁協が2か統、東安房漁協が1か統の計3か統であり、協議内容を確認したところ、業者、漁具、設置場所、ともに昨年度と同じ内容でありました。いずれも身網部分は水深13メートル以上、27メートル未満であり、小型定置網の条件を満たしております。

次に、漁具設置期間については、西岬漁協は令和7年9月1日から令和8年8月31日まで、東安房漁協は令和7年10月15日から令和8年9月15日までとなっております。設置に当たりましては、隣接する漁協の同意書が添付されており、地元の調整が整っていることを確認しております。

また、漁具の設置位置については、いずれも共同漁業権漁場内であることを県水産課に確認しております。

資料79ページから96ページにかけては、漁協から提出のあった協議書、事業計画書、漁具位置図と同意書の写しを添付しております。

最後に参考としまして、令和6年度の小型定置1か統あたりの水揚げの実績についてですが、水揚げ量は約100トン、水揚げ金額はおおむね4,000万円、主な魚種は、イワシ・ワラサ・ゴマサバのほかキハダマグロも水揚げされました。近年は安定した

操業が続いているとのことです。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第8号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」、原案に賛成の委員は举手を願います。

(举手全員)

【石井会長】

举手全員により、第8号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（9）の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、議題をすべて終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になれば、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願ひいたします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第4回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後3時25分　閉会